

# 社会福祉法人七宗町社会福祉協議会福祉機器貸出事業実施要綱

## (目的)

第1条 この事業は、車椅子又はベッド等の福祉機器を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の向上に資することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人七宗町社会福祉協議会とする。

## (対象者)

第3条 町内に住所を有する者で、七宗町社会福祉協議会が必要と認めた者に限る。

2 但し電動ベッドに関しては要介護2以上の認定者以外で必要と認めた者に限る。

(但し、七宗町社会福祉協議会が特別に認めた場合はこの限りではない。)

## (貸与等の種目)

第4条 貸与する福祉機器の種類は、電動ベッド、マットレス、車椅子、杖・歩行器等とする。

## (申請及び貸与の決定等)

第5条 貸与を受けようとする時は、家庭用介護用品貸出申請書を提出するものとする。

2 家庭用介護用品貸出申請書を受理したときは、その必要性を検討したうえで決定する。

## (貸出期間等)

第6条 車椅子、杖、歩行器は、1ヶ月を限度とする。但し、骨折、けがなどで利用する場合、診断書の提出をもって延長することができる。

2 その他、やむを得ない事情で延長を希望する場合は、社会福祉協議会に事情を説明し延長の可否については会長の判断とする。

## (使用上の責任)

第7条 使用者及び借受者は、貸出用福祉機器による事故等について自らの責務により処理、解決しなければならない。

## (費用の負担等)

第8条 利用者は、以下の費用を納付するものとする。

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 電動ベッド | 無料                     |
| (2) マットレス | 3,500円(クリーニング代にかかる手数料) |
| (3) 車椅子   | 無料                     |

(4) 杖、歩行器 無料

(5) その他 無料（但し費用の納付が必要と認める場合は利用者負担とする）

2 会長は福祉機器の貸与を受けている間の修繕等の維持管理に要する経費を、利用者に負担させることができる。また紛失、破損等した場合は現品又は金銭をもって弁償させることができる。

(福祉機器の管理及び返還)

第9条 貸与の状況を明確にするため貸与台帳を整備するものとする。

2 福祉機器の貸与を受けたものが、次の各号に該当した場合は、速やかに返還させるものとする。

(1) 第3条の対象要件に該当しなくなった場合

(2) 対象者が死亡した場合

(3) 入院・入所などで在宅介護でなくなった場合

(4) 他市町村へ転出するとき。

(5) 前各号のほか、機器の必要が無いと認められる場合

3 利用者は返却時、福祉用具の清掃を行い、家庭用介護用品返却届を七宗町社会福祉協議会まで提出するものとする。

第10条 利用者は、貸出しを受けた福祉機器を譲渡、交換、又は貸し付けたりしてはならない。

(その他)

第11条 その他会長が必要と認めた場合は、この要綱の限りではない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、平成25年5月20日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年11月20日より施行する。

この要綱は、令和3年11月1日より施行する。

この要綱は、令和5年7月7日より施行する。